

第六号様式(第四条関係)

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第2項の通知書

第 号  
年 月 日

申請者 様

登録住宅性能評価機関

別添の設計住宅性能評価申請書及びその添付図書に記載の住宅については、下記の理由により設計住宅性能評価書を交付できませんので、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第2項の規定に基づき、通知書を交付します。

(理由)

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。  
2 一の申請者に対し、共同住宅等の複数の住戸に係る通知書を交付する場合、この通知書を一部とすることができます。